

平成 30 年 3 月 1 日

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

足利銀行(頭取 松下 正直)は、このたび、銀行法等の一部を改正する法律(平成 29 年 6 月 2 日公布)の規定に基づき、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を策定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

電子決済等代行業者^{※1}とのAPI連携^{※2}に係る体制が整備されることにより、「お客さまの安全性」「サービスの利便性」の両面での向上が可能となります。

当行では、今後とも、銀行業務の健全かつ適切な運営及び利用者保護を確保しつつ、デジタル社会の進展やお客さまニーズの多様性に応じた最適で付加価値の高い金融サービスの提供を目指してまいります。

※1 銀行法等の一部を改正する法律(平成 29 年 6 月 2 日公布)に定める事業者。金融機関と顧客の間に立ち、顧客からの委託を受けて、決済指図の伝達や金融機関における口座情報の取得・顧客への提供を業として行う事業者。別途当行との間で電子決済等代行業者に係る契約を締結した事業者となります。

※2 API とは、Application Programming Interface の略。他のシステム機能やデータを安全に利用するための接続方式のこと。顧客の同意に基づいて他の事業者からの銀行システムへのアクセスを許諾する機能を有するものです。

記

1. 公表日

平成 30 年 3 月 1 日(木)

2. 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」

別紙のとおり

以 上



足利銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

足利銀行

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号 〒320-8610
TEL.028-622-0111(大代表) www.ashikagabank.co.jp

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

株式会社足利銀行（以下、当行）は、「豊かさの創造に寄与する」、「地域と共に生きる」、「誇りと喜びをもって行動する」という企業理念のもと、地域への円滑な金融サービスの提供に取り組んでおります。

デジタル社会が急速に進展する中、当行は、銀行業務の健全かつ適切な運営及び利用者保護を確保しつつ、電子決済等代行業者との連携及び協働を通じ、お客さまニーズの多様性に応じた最適で付加価値の高い金融サービスの提供に取り組んでまいります。

2. A P I 連携に係る体制整備

当行は、お客さまが安心・安全に利便性の高いサービスをご利用いただけるよう、当行が別途定める基準に合致した電子決済等代行業者^{*1}とのA P I 連携を可能とする体制の整備を行ってまいります。

(1) 更新系A P I の体制整備

当行は、2020年1月に常陽銀行と基幹システムを統合することを踏まえ、2020年6月までを目途に個人及び法人のお客さまの資金移動に係るA P I 連携を行えるよう、必要な体制の整備を行う予定です。

(2) 参照系A P I の体制整備

当行では、個人のお客さまの口座情報照会に係るA P I 連携のシステム準備を2017年10月に完了させております。個人のお客さま向けの口座情報照会に係る接続基準制定等の整備については、2018年9月までを目途に行う予定です。

一方、法人のお客さまの口座情報照会に係るA P I 連携のための必要な体制の整備については、2018年9月までを目途に行う予定です。

3. A P I 連携に係るシステムの設計・運用に関する事項

当行が提供するA P I 連携に係るシステムの設計、運用及び保守については、当行が利用するインターネットバンキング共同センターの開発、運用を行っているN T T データ株式会社に委託します。

また、当該システムについては、「オープンA P I のあり方に関する検討会」（事務局：一般社団法人全国銀行協会）による「オープンA P I のあり方に関する検討会報告書」（2017年7月13日公表）記載の開発原則に準拠する方針です。

4. A P I 連携に係る担当部署

当行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る部門の名称及び連絡先は以下のとおりです。

営業企画部 フィンテックラボ（連絡先：openapi@ashikagabank.co.jp）

5. 参考情報

当行が提供するA P I 連携に係る体制の整備状況やシステム仕様、接続に係る手続などについては、決定・変更次第、当行ホームページ上で順次公開する予定です。

以 上

^{*1} 銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日公布）による改正後の銀行法に定める事業者で、当行が別途定め公表する予定の「電子決済等代行業者との接続に係る基準」に合致し、当行との間で電子決済等代行業に係る契約を締結した事業者。